

平成24年川俣町議会第11回定例会会議録

平成24年川俣町議会第11回定例会は、12月6日川俣町役場議場に招集された。

1. 応招議員は、次のとおりである。

1番 村上源吉君	2番 高橋道弘君	3番 高橋真一郎君
4番 嶋原利光君	5番 高橋道也君	6番 菅野清一君
7番 菅野意美子君	8番 菅野正彦君	9番 黒沢敏雄君
10番 佐藤喜三郎君	11番 五十嵐謙吉君	12番 高野善兵衛君
13番 石河清君	14番 遠藤宗弘君	15番 斎藤博美君
16番 新関善三君		

2. 不応招議員は、次のとおりである。

なし

3. 出席議員は、次のとおりである。

応招議員と同じである。

4. 欠席議員は、次のとおりである。

不応招議員と同じである。

5. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町長	古川道郎君	副町長	永田嗣昭君
総務課長	高橋清美君	企画財政課長	菅野浩市郎君
町民税務課長	高橋良之君	会計管理者	佐藤修一君
保健福祉課長	佐藤真寿夫君	建設水道課長	佐藤賢助君
原子力対策課長	沢口進君	産業課長	沢井一雄君
教育委員長	佐藤捷善君	教育長	神田紀君
教育次長	仲江泰宏君	生涯学習課長	松本康弘君
総務課長補佐	大内彰君	監査委員	斎藤庸夫君

4. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	佐藤光正	書記	橋本文雄
		書記	菅野春華

7. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名
会期の決定

議案の上程

町長提案要旨の説明

請願・陳情の委員会付託

諸般の報告

議報告第 7 号 例月出納検査、定期監査及び随時監査結果報告

報告第 8 号 寄附採納報告

議案第 7 0 号 川俣町復興産業集積区域における徴税の特例に関する条例（説明）

議案第 7 1 号 専決処分の報告及びその承認について

（専決第 9 号 平成 2 4 年度川俣町一般会計補正予算（第 6 号））
（説明）

議案第 7 2 号 平成 2 4 年度川俣町一般会計補正予算（第 7 号）（説明）

議案第 7 3 号 平成 2 4 年度川俣町工業団地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）
（説明）

議案第 7 4 号 平成 2 4 年度川俣町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）（説明）

議案第 7 5 号 平成 2 4 年度川俣町水道事業会計補正予算（第 2 号）（説明）

議案第 7 6 号 教育委員会委員の任命について（審議採決）

追加日程

議案の追加上程

追加上程に対する町長提案要旨の説明

◎開会及び開議の宣告

- 議長（新関善三君） おはようございます。ただいまの出席議員は１６名です。定足数に達しておりますので、平成２４年第１１回川俣町議会定例会を開会いたします。
これから本日の会議を開きます。（午前１０時００分）

◇

◇

◇

- 議長（新関善三君） 日程第１，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第１１８条の規定により、議長において１番議員 村上源吉君、２番議員 高橋道弘君を指名いたします。

◇

◇

◇

- 議長（新関善三君） 日程第２，会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期、議事運営について、議会運営委員長から報告いたします。
議会運営委員長。

- 議会運営委員長（石河清君） 皆さんおはようございます。議会運営委員長の石河でございます。本定例会の会期及び審議日程につきまして、去る１２月３日に議会運営委員会を開催し、協議をいたしました。その結果、次のとおり決定をいたしましたので、報告をいたします。

まず、会期は、本日から１２日までの７日間といたします。

審議日程であります。第１日目の本日は議案の上程、町長から提案要旨の説明を受けた後、請願・陳情の委員会付託を行い、諸般の報告、例月出納検査、定期監査及び随時監査の結果報告、寄附採納等の報告を受けます。次に、一般議案２件、平成２４年度一般会計、工業団地造成事業特別会計、簡易水道事業特別会計、水道事業会計の補正予算４件について、提案内容の説明を受け、人事同意１件を審議、採決し、正午ごろ散会の予定であります。なお、本会議終了後は、各常任委員会を開催をしていただき、付託案件等の審査をしていただきます。第２日目の７日、金曜日は、議案調査のため休会といたします。第３日目の８日は土曜日、第４日目の９日は日曜日のため休会といたします。第５日目の１０日、月曜日は、午前１０時に本会議を会議し、一般質問を行い、午後５時ごろ散会の予定であります。なお、一般質問は５名の方を予定しております。第６日目の１１日、火曜日は、午前１０時に本会議を開議し、前日に引き続き４名の方の一般質問を行い、午後４時ごろ散会の予定であります。なお、本会議終了後は、各常任委員会を開催していただき、付託案件等の審査をお願いいたします。本定例会最終日であります第７日目の１２日、水曜日は、午前９時から議会運営委員会、午前１０時３０分から全員協議会を開催いたします。その後、本会議を午後１時に開議し、各常任委員長から請願・陳情の審査結果などについて報告を受けた後、一般議案２件、平成２４年度補正予算４件について、質疑・討論・採決を行います。その後、追加議案等が提出された場合には、それらをすべて議了し、午後５時ごろ閉会の予定であります。

以上のとおり決定をいたしましたので、議員各位のご協力をお願いをいたしまして、報告といたします。

○議長（新関善三君） ただいま報告いたしました日程でご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって会期は、7日間と決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第3，本定例会に付議されました議案は、お手元に配付したとおりでありますので、一括上程をいたします。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第4，町長から提案要旨の説明を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 皆様おはようございます。本日、ここに、平成24年第11回川俣町議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中、ご参集を賜りましたことに心からお礼を申し上げます。

本定例会に提出いたします案件は、報告1件、議案は条例制定等が2件、平成24年度一般会計等、補正予算が4件、人事同意が1件でございます。これらの提案要旨を申し上げますことに先立ちまして、町政の重要課題であります原子力災害対策についてご報告を申し上げます。

昨年3月11日の大震災に伴う町内の方々の避難から翌日の原発立地周辺地域からの避難者の受入れ、その後、4月22日には山木屋地区の計画的避難区域の指定により、地区民の皆様方が5月末日までの一時避難を経て、6月末の仮設、借上げ住宅等への入居から1年7か月が経過いたしました。今もって不自由な避難生活を強いられている皆様方に、心よりお見舞いを申し上げます。町では、山木屋地区における国直轄の生活圏や農地等の除染や資源エネルギー庁・東電の賠償基準、被災者の生活再建、避難区域の再編見直しなど、様々な課題に対し、避難されている方々をはじめ関係者の皆様方とそれぞれの課題に向けた対応を進めてまいりたいと考えております。また、今年1月以降の自主的避難等にかかる損害賠償についても、これまで具体的に示されておらず、東電に対する明確な対応を強く求めてまいりましたが、去る12月5日、東京電力より追加賠償として、平成24年1月1日から8月31日までの損害として、1人4万円、子どもと妊婦の方々にはプラス8万円の賠償額が示されました。除染が遅れ、不安な生活環境に置かれている現状をしっかりと受け止め、これからも誠意をもって十分な賠償を確実にかつ迅速に行うよう、強く求めてまいる考えであります。

それでは、東日本大震災・原発事故に伴う昨年からの町の主な対応について申し上げます。

はじめに、放射性物質の測定に関する実施内容について申し上げます。町内の空間線量モニタリングは、昨年4月5日より継続し、25箇所は毎日、それに加える28箇所は週2回実施し、定点観測により、放射線量の変化を確認しております。昨年度実施した線量低減化事業による仮置場14箇所については週2回測定を行い、それぞれ災害対策本部からのお知らせを通して公表をしております。これまでの定

点観測の結果、放射線量は当初の数か月間は減少傾向が続いておりましたが、現在は横ばい又は微減傾向で推移をしております。また、文部科学省のモニタリングポストは、小中学校、幼稚園、保育園、公園など、町内33箇所に設置されており、同省ホームページで常時閲覧できるようになっております。町内の幼稚園、保育園では、園の壁面にアドバイザーの近畿大学より贈呈を受けた放射線量電光表示器も設置され、保護者や園児なども園庭の空間線量と併せ園舎近辺の空間線量も表示され、施設周辺2箇所の放射線量を常時確認することができるようになっております。同じく近畿大学の協力により整備した自動車走行による町全域の道路のモニタリングは、これまで町内の国道、県道及び町道を3巡目まで実施しておりますが、来年3月までには4巡目を実施する予定であります。測定値は走行モニタリング結果として取りまとめ、その都度町ホームページに災害関連情報として公表をしております。

次に、町民の健康管理についてであります。内部被ばく、外部被ばく対策について申し上げます。ホールボディカウンターによる内部被ばく検査につきましては、昨年7月の千葉県千葉市の放射線医学総合研究所における検査以降、茨城県東海村日本原子力機構での検査、県の車載型による検査、石川郡平田村の医療法人誠励会ひらた中央病院との契約による検査を進めてまいりました。今年の4月と7月から8月にかけて、茨城県東海村日本原子力機構での検査を行い、また、11月15日から12月16日までの述べ29日間は、あづま脳神経外科病院において、土曜日、隔週日曜日の検査を実施することとしておりますが、11月30日までの受診者総数は、4,022人となっております。各検査機関からは、全員健康に影響を及ぼさないとの検査結果の報告をいただいております。町が設置するホールボディカウンターにつきましては、ライオンズクラブ国際協会様からご寄贈を受けました機器を活用して、町民の方々がより身近なところで安心して受診できるよう、済生会川俣病院に委託し、来年1月からのスタートに向け、準備を進めておりまして、町民の計画的、継続的な検査を実施していく考えであります。また、ガラスバッジによる外部被ばく検査につきましては、アドバイザーである近畿大学の協力を得て、昨年6月から町内の保育園、幼稚園児及び小中学校児童、生徒に対し、3か月ごとに日常生活で受ける放射線量を把握し、その結果については、直接教職員から保護者の皆様に説明を行い、理解を得ながら配布してまいりました。現在、2巡目に入っております。今月9日には、この1年間の傾向や分析結果等について、近畿大学の協力を得て、保護者に対する説明会を予定しております。

次に、食品の安全確保につきましては、食品からの内部被ばく対策を進めるため、設置した川俣町放射性物質検査センターも、昨年12月6日のオープン以降、1年が経過いたしました。これまで町内で生産された野菜等の放射性物質汚染に対する不安から安全、安心を確保するため、食品等のスクリーニング検査及び受付体制の確立を図ってまいりました。検査結果は、定期的に品目、採取地、測定値を公表しておりますが、放射性物質に汚染されやすい品目などの傾向も把握できております。

なお、今年上半期の測定件数は、野菜類が３８７件、穀類が３６件、種実類が８９件、山菜類が１９２件、いも類が１２２件、加工食品が７件、きのこ類が２４件、果実類が３７件、豆類が４６件、その他１０件の計９５０件であります。その中で１００ベクレルを超えているのは、主に種実類、山菜類、きのこ類となっております。路地、ハウス栽培の野菜は、すべて１００ベクレル未満でありました。井戸水の放射性物質検査につきましては、昨年１２月下旬から行っておりますが、１１月１６日までの測定件数は２５０件で、すべての井戸水から基準値を上回る放射性物質は検出されておられません。なお、この結果については、災害広報に掲載いたしますとともに、検査申込者に、直接通知をいたしております。学校給食の食材の安全性の確認につきましては、ヨウ素１３１、セシウム１３４・１３７について、毎日の使用分ごとに行い、安全性が確認された食材のみ使用しております。また、その結果等につきましては、町ホームページにその都度掲載し、迅速な情報提供を行ってきております。また、子ども達が伸び伸びと活動する場を提供することによって、放射能汚染を心配せずに秋の一日を思う存分県内外の施設や豊かな自然環境の中で、活動し楽しむ幼稚園、保育園児、小中学校児童、生徒を対象とした、「かわまたこどもハッピースクール事業」も昨年に引き続き実施いたしました。参加した子ども達の大きな歓声が響きわたり、秋の一日を思う存分満喫することができたと報告を受けております。今年度から子ども達の健やかな成長と親子の健康増進を図るため、１歳から６歳までの未就学児を対象とした「親子のびのびリフレッシュ事業」を実施いたしました。１泊２日と２泊３日のコースを用意し、１コースは山形県でリフレッシュ１泊２日、２コースは新潟県でリフレッシュ２泊３日を実施いたしました。山形コースには９２組、１８４名、新潟コースの２泊３日には３１組、６４名が参加をし、子ども達や保護者にとっても、たくさんの親しい友達もできたことで、町に到着したバスから降りても、別れを惜しむ姿があちこちで見られました。団体で実施した事業効果がみられ、大変有意義であった今回の事業内容もしっかりと検証し、より参加しやすい環境をつくることも含め、来年度の早めの実施に向けて、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、除染事業について申し上げます。本町の除染事業は、山木屋地区については国直轄で行っておりますが、山木屋地区内のモニタリングが終了し、来年３月からは、１区、甲２区、乙８区の生活圏にかかる除染を実施することとなっております。また、残りの区につきましては、モニタリングも終了し、現在、除染の同意を得る工程に入っており、４月からは山木屋地区全域が、除染作業に入ることとなっております。なお、山木屋地区における農地除染の実証事業に併せて、除染した後の水田で、実証栽培を行って生産された米からは、セシウム等放射性物質は検出されなかったと農林水産省から１１月に公表されたところでありまして、除染の効果が確認されております。山木屋地区を除く町内生活圏の除染事業につきましては、町の除染計画に基づき進めておりますが、今年度実施しております飯坂、小島、福沢、大綱木、小綱木地区の１１月２９日現在の進捗率は、モニタリング実施済箇所

が1,675箇所、98.6%、除染同意箇所が1,212箇所、71.4%、除染実施済箇所が250箇所、14.7%となっております。仮置場の確保が難しい中で、議員の皆様をはじめ、地区の方々のご理解とご協力をいただき、お蔭様で除染事業がスタートできましたことにお礼を申し上げます。また、現在、平成25年度の除染事業が遅れないよう、生活圏の除染事業を実施する秋山地区など5地区、51行政区内のモニタリング調査も行っているところでございます。一方、まだ仮置き場が不足している地域もあり、現在も確保に向けてご理解とご協力をいただくため、各地域に出向いておりますので、来年度実施する地区の仮置き場確保等も含めて、ご協力いただきたく、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。山木屋地区を除く農地の除染事業につきましては、福島県農林地等除染基本方針（農用地編）に基づいた川俣町農地除染基本方針により、水田については春と秋の作業、畑地については3作までを基本に、いわゆる川俣方式で実施してまいりました。生産された米につきましては、全袋検査を行っておりますが、11月28日現在、2万9,498袋の検査を終了し、残っている農家は20戸であります。検査の中で11月21日、飯坂地区の農家が持ち込んだ15袋の生産米から100ベクレルを超える米が5袋検出され、飯坂地区の米が出荷制限され、大変ご心配、ご迷惑をおかけいたしました。県、JA、町による生産農家からの聞き取り調査、管理台帳、管理計画書の作成など、諸般の手続きを行い、11月29日、出荷制限が解除されたところであります。原因を確認したところ、本人が自家消費米のため、町が進めている除染を行わなかったことが判明いたしましたので、今後、除染を行うことで進めていく考えであります。

次に、被災地域農業復興総合支援事業についてであります。川俣シャモの安全性とブランドの維持のために、屋内運動場の建設に向けた復興交付金事業である被災地域農業復興総合支援事業の交付申請を行ってきましたが、県北農林事務所のご協力をいただき、幾度となく復興庁との協議を進めた結果、11月30日、復興交付金の第4回目配分が、農業用施設整備等として4,470万9,000円の交付が決定をいたしましたところであります。今後においても、様々な角度から協議、検討を進め、東日本大震災、原発事故からの復旧・復興事業をより一層進めてまいりたいと考えております。

それでは、提出議案の要旨について説明を申し上げます。

議案第70号、川俣町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例は、東日本大震災復興特例区域法が平成23年12月24日、公布されたことに伴い、条例を制定するものでございます。ふくしま産業復興投資促進特区に基づき、指定事業者は、新設又は増設した設備等について、市町村が定める条例により、5年間固定資産税の課税免除を受けることができるものでございます。

議案第71号、専決第9号、平成24年度川俣町一般会計補正予算（第6号）は、12月16日執行の第46回衆議院議員総選挙にかかる専決補正を行ったもので、歳入歳出それぞれ1,043万3,000円を追加し、総額をそれぞれ252億3,

８２２万８，０００円としたものでございます。

議案第７２号、平成２４年度川俣町一般会計補正予算（第７号）は、既定の予算額２５２億３，８２２万８，０００円に、歳入歳出それぞれ６億９２１万２，０００円を減額補正し、歳入歳出予算の総額を２４６億２，９０１万６，０００円とするものでございます。歳入では町税のうち、個人、法人町民税の増額や固定資産税、軽自動車税の減額補正で、総額では４０１万８，０００円の増額、国庫支出金では仮置き場のモニタリングポスト設置にかかる補助金など、総額で３，１２２万６，０００円の増額、県支出金では除染対策交付金８億６，４２３万５，０００円の減額、復興交付金事業のシャモ鶏舎施設整備にかかる交付金４，４７０万９，０００円、ブランドイメージ回復支援市町村交付金４，８１７万２，０００円の増額など、総額で７億７，５５８万４，０００円の減額、寄付金では学校教育振興寄付金７５８万３，０００円、東日本大震災復興基金繰入金２，８６０万６，０００円の減額、諸収入では後期高齢者医療療養給付費負担金の精算に伴う返還金など、１，５５６万６，０００円の増額となっております。歳出の主な補正は、災害対応にかかる時間外手当など、人件費全体で４２９万９，０００円の増額、物件費では川俣町地域防災計画策定業務委託料３６１万２，０００円、西部工業団地開発許可関係や中心市街地活性化基本計画を策定するための復興事業基本構想計画等策定業務委託料４，３０５万９，０００円、仮置き場モニタリングポスト設置及び線量マップ管理委託料２，６０２万５，０００円の増額、親子のびのびリフレッシュ事務委託料２，８６０万６，０００円の減額など、総額で４，４２５万３，０００円の増額、普通建設事業費では７箇所の道路補修工事費１，２７５万３，０００円、シャモ鶏舎施設整備工事請負費５，９６１万３，０００円の増額、維持補修費では除染対策事業費のうち家屋等の修繕料８億６，４２３万５，０００円の減額、補助費等では宅地災害関連事業補助金４，６００万円、米の全袋検査事業補助金２，０９１万７，０００円の増額などであります。財源につきましては、除染対策県交付金の減額、東日本大震災復興基金繰入金２，８６０万６，０００円の繰戻しなどにより、本補正予算の歳入歳出の不足額１億３，６５８万５，０００円を財政調整基金から繰り入れる措置としているものでございます。

議案第７３号、平成２４年度川俣町工業団地造成事業特別会計補正予算（第１号）は、原発事故に伴い、固定資産評価額が引き下げられ、給食センター用敷地使用料金が当初より２９万３，０００円減額となり、歳入に不足を生じたので、一般会計から不足額を繰り入れるものです。

議案第７４号、平成２４年度川俣町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ４８万円を追加し、歳入歳出予算の総額を１，４３３万４，０００円とするものでございます。歳入では、原子力損害賠償金４８万円の増。歳出では、施設整備基金積立金４８万円の増額でございます。

議案第７５号、平成２４年度川俣町水道事業会計補正予算（第２号）は、収益的収入は、原子力損害賠償金による事業収益３５万８，０００円の増額。支出では、

水道事業費用の原水及び浄水費で、水道水・原水の放射性物質検査料 153 万 3,000 円の増額でございます。

議案第 76 号、教育委員会委員の任命については、神田紀教育委員の任期が、平成 24 年 12 月 22 日をもって任期満了となるため、その再任について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。なお、新たな任期は、平成 24 年 12 月 23 日から平成 28 年 12 月 22 日までの 4 年間となります。

以上でございますが、これら議案の詳細につきましては各担当課長に説明をいたさせていただきますので、ご審議のうえ、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

結びに、議員の皆様におかれましては、これから寒さ厳しい中、お忙しい年末となりますが、この 1 年、議員各位から賜ったご理解、ご協力に心から感謝申し上げますとともに、ご自愛のうえ、良き新年を迎えられることを念じながら提案要旨の説明を終わらせていただきます。

（「議事進行」という声あり）

○議長（新関善三君） 遠藤宗弘君。

○14 番（遠藤宗弘君） これ確認しておきたいんですが、議長は、今議会の議案はお手元に配付のとおりですと言われましたが、お手元に配付というのは、今日配付されたものを言うのか、前に配付されたものを言うのか、その辺ははっきりさせてもらいたいと思うんです。

○議長（新関善三君） ただいまの遠藤宗弘議員の議事進行に対しまして、議案第 72 号の件かと思えますけど、本日が先に渡したのかですね、というふうな意見でございますけれども、本日渡したものが本会議の資料になるわけでございますが、質問の議事進行の趣旨等につきましては、議案第 72 号の方かと思うわけですが、これをですね、先に全員協議会で配付したものから本日お手元に配付した資料に変わっております。この件につきましては、議案の説明のときに、当局から説明を申し上げることになってございます。

○14 番（遠藤宗弘君） あのね、私よく分からないので聞くんですが、議案はね、今日提示するのが本来の姿だと思うんです。だから、今日提示されたものでやるというのは良いんですが、それでは全部見てもらうと分かるんですが、この次やる請願・陳情の資料は、今日は配付されてないんですよ。それから、専決処分の議案第 71 号についても、今日は配付されていないんですよ。で、72 号については、全員協議会で配付されたものと、今日配付されたものと全く同じ第 7 号なんですけど、中身は違うんですね。だから、どれを使うんだということで私は確認しているんですよ。結局は事務局で手抜きなのかなんとかしらないけど、一般質問も今日のがなには配付されていませんよね。だから、まるであみだくじみたく、こっちだあっちだとやらなくちゃ議会が進まないような、こういう運営ってあるのかと。全部が今日配付されたのならばそれは分かるんですよ。このがなはあっち見ろ、このがなはあっち見ろというようなやり方ってあるのかどうか。71 号については、全員協議

会で説明を受けたんだから、あれは何の効果もないんだと言われれば、そのものそのとおりです。だから、今日の提案が正しいんだと言われれば、ああそうですかと議会としては言うほかないんですが、同じ議案が、72号が2つも手渡されて、何の話もないままに提案説明されるなどというのはありますか。議案配付した時点で議題なんですから、それはどれを使うのか明確にしないで会議を進めるなんかいうことをやってもらっては困ると思うんですよ。だから、そこを確認しているんですよ。お手元に配付のとおりというのは、何を指しているんだと。

○議長（新関善三君） 大変申し訳ございません。お手元に本日配付した資料の中で、議案第72号の件につきましては、本日配付したもの、そのほかにつきましては、全員協議会で配付したものになってございますので、ご了解をいただきたいと思えます。72号の件につきまして。

○14番（遠藤宗弘君） あのね、私は前から言っていたはずなんですよね。全員協議会で配付したものは、参考資料なんだと、議案ではないんだよと。だから、改めて本会議ではきちんと提案して、会期中で配付するというのが原則になっているわけですよ。参考資料をそのまま議案だということをやるのであれば、その旨の説明がなければならぬと思うんですよ。極端なことを言えば、全員協議会の参考資料を全部置いてきて、ここに来たら審議にならないですよ。それはやっぱり議会の規則で指示があるなら分かるんですが、私のように議会になれていないものは、どれとどれを持っていったら良いのか分からないで議会に臨むようになるんですよ。だから、明確にしてもらいたいと思うんです。

○議長（新関善三君） 貴重なご意見を頂戴いたしまして、議事進行上、持っていない方につきましては、全員協議会の資料を配付いたします。

（「議事進行」という声あり）

○議長（新関善三君） はい、2番議員。

○2番（高橋道弘君） 私は、この前の全協の経緯で今日変わることもあるのかなと思って、私は一切持ってきていません、全協の資料を。したがって、私は今日、お手元に配付されたものしかないんで、ほとんどないんです。だから、配付したというのは、全部あるということなんだよね。だから、提案していないということなんだよね、私に対してはないんですから。だから、そこはもう1回配付すれば良いという話なのかどうなのかはよくご検討をいただいて、審議が成立するようにお願いしたいと思います。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） ここで休議いたします。

（午前10時34分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 再開いたします。

（午前10時42分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） ただいまの件につきまして、全資料をいったん回収させていただきます。申し訳ございません。一部事務組合の資料を除いて、上程しております

全資料につきまして、回収をさせていただきます。なお、本日の上程議案につきましては、再度配付をさせていただきます。(資料回収及び配付)

(「議事進行」という声あり)

- 2番(高橋道弘君) ですから、この日程で議案の上程って3番にあるわけでしょう。そのときに議長は、上程する議案はお手元に配付のとおりですとこう言ったんですよ。私のお手元にはないわけ。だから、提案されていないんですよ。提案されていないということなんだからね。お手元に配付のとおりですと言ったんだから、お手元になかったら、提案していないということじゃないですか。それは審議できないということになるじゃないですか。だから、ちゃんと精査してくださいと言ったの、審議できるように。

- 議長(新関善三君) ただいま申し上げましたとおり、いったん回収をし、上程議案を再度新たに配付をし、そして、上程の趣旨の説明から入ります。

(「議事進行」という声あり)

- 2番(高橋道弘君) いいですか。ですから、どれを議題にするのかというのは、議会運営委員会開いて決めたわけでしょう。それを議案として上程しましたと言ったんでしょう。そのお手元のとおりだと言ったから、お手元にないのは議案になっていないでしょうと私は言っているの。だから、陳情のがなも私はないわけ。この5番目にある。専決のものないの、報告のもの。だから、議案第71号だって、専決処分も私一切ありませんよ。だから、これは議案にならないでしょうと私言っているんです。だって、どれを議題にするのかなんて、この前の意見書の問題だって、最初にやったわけじゃないですか。自分の都合いいときは、勝手に資料後から配れば議事になるんだと言うならば、そこら辺の井戸端会議になりますよ。だから、ちゃんとやってくださいと私は言っているんです。

◇

◇

◇

- 議長(新関善三君) ここで再度休議をいたします。(午前10時45分)

◇

◇

◇

- 議長(新関善三君) 再開いたします。(午後1時40分)

◇

◇

◇

- 議長(新関善三君) ここで町長から発言を求められておりますので、これを許可します。町長。

- 町長(古川道郎君) 先ほどご説明いたしました提案要旨において、本定例会に提出いたします案件について、条例制定等が2件と申し上げましたが、条例制定が1件に訂正をお願いいたします。また、議案第71号につきましては説明いたしました。が、当該案件は上程されておりましたので、削除をお願いします。

以上でございます。

- 議長(新関善三君) お諮りいたします。

ただいま町長から申し出がありましたとおり、発言訂正の申し出を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま町長から申し出がありましたとおり、発言訂正の申し出を許可することに決定いたしました。(資料配付)

配付漏れございませんか。

お諮りいたします。

その他2件を日程に追加したいと思います。ご異議ございませんか。

○14番（遠藤宗弘君） 全く初歩的な疑問なんですが、一般的には追加日程というと、今日の日程の後に追加になるんですよね。そういう理解で良いんですか。

○議長（新関善三君） この追加日程の取扱い等につきましては、決算審査特別委員会でも動議によって追加日程が成立したというような経過もございますので、それらの例に従って追加日程にさせていただくということで。

○14番（遠藤宗弘君） あの私そんなことを聞いているのではないんです。追加日程というと、私のような単純な人間は、今日の日程の終わった時点で、第16、17というふうに入れるのですかということを聞いているんですよ。追加だとすれば、普通一般的には今までそういうふうに来てきたから、そうじゃない形を取るんだと言うんだから、それなりの説明がないとだめでしょうということを言っているの。

(「議事進行」という声あり)

○6番（菅野清一君） だから、その流れについて説明してもらわないと分からないんですよ。みんな分かるようにちゃんと説明してやってください。

○議長（新関善三君） 答弁いたします。

追加日程は、4番と5番の間に追加日程を今、町長提案を異議なしで採択されましたので、挿入をすると、入れるということのご理解をいただきたいと思います。

○14番（遠藤宗弘君） 私らは議運にも何にも入っていないし、議長さんたちが中心になってこれを審議したんでしょうが、この提案だけでね4番と5番の日程の間に入れるということは、どうにも理解できないんですよ。だったら、この提案の中にちゃんと詳細書いてもらいたいんですよ。4番と5番の間に、この日程を追加しますと説明があればいいですよ。今、私が聞いて、初めてそういう説明があったわけでしょう。おまえたち議員は分からなくとも良いんだから、賛成さえすれば良いんだという態度なんですよやっていることが。そんなことではどうにもならないでしょうと言うの。

○議長（新関善三君） 大変申し訳ございません。ご提案をする前に、提案説明をする前に、お諮りしなくてはならないことが抜けてしまいました。で、ご了承をいただきたいわけですが、4番と5番の中に追加日程を入れるというふうなことでご了解をいただきたい。

お諮りいたします。

その他2件を日程に追加したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、その他２件は、本日の日程に追加されました。

お諮りいたします。

その他２件を追加日程第１及び第２として、直ちに議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、その他２件は、追加日程第１及び第２として、直ちに議題とすることに決定いたしました。そして、日程第５以降、日程番号を２つずつ繰り下げるようお願いいたします。議事日程追加議案を配付いたします。

（「議事進行」という声あり）

○１４番（遠藤宗弘君） あのね今日、日程４番の後に１と２を追加すると言っているけども、４番までは終わっているわけでしょう。だから、５番と６番として追加して、２つ繰り下げるという説明だったら、おれの指でも勘定できるんだけど、今日の議事日程１が２つ、２が２つ、そして、４番の次にまた、１が入るって、こんな日程表、私も長年議員やっているけど、見たことないんですよ。だから、そこら辺はちゃんと整理してもらいたいというの。

○議長（新関善三君） 答弁いたします。

これは追加日程１、２というふうなことの、それを５番、６番に繰り下げるということでご了解をいただきたい。

（「議事進行」という声あり）

○２番（高橋道弘君） あのですよ、議事日程の変更をしないからおかしいんでしょう、もともと。議事日程変更して、４番と５番の間に２つの議事を上げたいと、だから４番、５番に提案したいということなんでしょう、本当は。だって、あくまでも追加日程だったら後ろさきてしまって、議事日程を変更して、新たに２つの議案を４番、５番の間に追加をしたいということの提案になるべきなのではないんですから。だから、文書で追加日程１、２と言ったら、一番後ろに持ってくるしかないじゃないですか。このままの緑の紙の提案だったら、いちばん後ろに持ってくるしかないでしょう、追加日程の１、２なんだから、あくまでも。だから、そのことを同僚議員はさっきから言っているわけだから、追加日程１、２という書き方がおかしいでしょうと言うの、もともと。追加日程だから、いちばん後ろのけつに来ちゃうんだから。追加日程だから１番、２番、３番、４番だって構わないんだよ。真ん中に入れるならば違うでしょう。議事日程の順序どおり揃えなければならないから。それを言っているんだと思うんですが、そういう解釈ではないんですか、議長は。

○議長（新関善三君） 本来、追加ではなく、変更というような字句の表現をして、４番、５番の間に追加日程を入れるというふうなことの表現が間違っていました。前段を取り消して、５番、６番にというふうに、それで追加日程のところに追加１を５番に、２を６番に２つ繰り下げるということをお願いしたい。

（「議事進行」という声あり）

○2番（高橋道弘君） ですから、諮るとすれば、追加日程を先に諮るのではなくて、議案の順序を変更することを諮って、変更しても良いよと言ったから、この2つ入れますよということで、もう1回提案するというのが筋じゃないですかと私は思うんです。そうすれば、最初から4、5と書いて出せるわけじゃないですか、あつ5、6か、5、6と書いて出せるわけじゃないですか。以下、順序を繰り下げますという提案をすれば、だれだって分かるんですよ。議事日程の変更が後になって、追加日程を先に議決して、議事日程にのっけっぺと思うから理屈が合わなくなるんじゃないですか。だから、議事日程の変更をまず、全議員に同意を求めて、その後、議事日程の変更を認めたというから、この2つの議案を急きょ5番、6番として提案をして、なお、以降2つずつ順序を繰り下げて議事日程を変更しますと、こういうふうに提案しないから理屈が合わないんでしょうと私は思うんですけど、違うんでしょうか。

○議長（新関善三君） はい、2番議員のとおりでございまして、それを回収をさせていただきます。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） すみません。ここで暫時休議いたします。

（午後1時53分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 再開いたします。

（午後2時02分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） お諮りいたします。

その他2件を5番、6番に日程変更したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） よって、その他2件は、本日の日程に追加され、日程第5以降日程番号を2つずつ繰り下げるようお願いいたします。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） ここで追加議案を配付いたします。（追加議案の配付）

（「議事進行」という声あり）

○2番（高橋道弘君） あのですね、言葉は議事録に残るんだから、さっきの議長の提案では、全然2つ提案するということは、何のために提案するか言っていないんだよ、全然。理由もなく日程を変更します。で、2つ追加認められましたと言っているけど、2つ何も言っていないでしょう、議事録上。5番、6番という議事日程になっているんだよ。5番という議事日程は何なのか、6番というのは何なのか、2つというのは何のために入れるのかという説明をして、了解をもらわなくちゃいけないでしょう。だから、先ばかり急がないで、ちゃんと事務局と相談して、提案する言葉を原稿に書いて、ちゃんと証拠として残って議事録に残ったときに恥ずかしくない、問題のないような形に私はしていただきたいと思います。今の議案だって

そうでしょう、これ。なんで議案の追加日程という議案になっているんだかというの、誰も承諾してないじゃないですか。そうでしょう。5番、6番を追加しますと言っただけの話であって、何をやるかというのを一言も言っていないんだよ。何やるかと言ってなくて、日程追加だけ承諾もらったから、あと議案の追加するんだという話はないじゃないですか。だから、ちゃんと精査をして、腰を落ち着けて慎重に急がないでやっていただきたいと思うんです。以上です。

○議長（新関善三君） ありがとうございます。それら追加日程の説明がない（不規則発言あり）議案の変更についての2件の内容でございますが、条例が2件、議案第71号がまだ上程されておられませんので、この2件についての追加議案が提案されておりますので、日程を変更して5番、6番に入れていただくことをお諮りしたつもりでおったんですが。

○2番（高橋道弘君） 議長、あのだから、議長の気持ちは分からないわけ、我々には、言葉にしてもらわないと。だって、気持ちは議事録に残されないんだから。そういうつもりだったなどと言われたって分からないじゃないですか。だから、きっちりと事務局とこのときは何と発言するんだ、この次は何と発言するんだと作るわけでしょう、普通。だから、前に行くことばかり考えて、井戸端会議みたいな議会の進め方するからおかしいんだと言っているんですよ、我々は。ちゃんと精査をして、どっから見ても無駄な言葉は要らないし、最小最大の効率で言葉は短く的確に提案をしてくださいと言っているだけです、私は。今のがなでは、後からまた認めるという話をしているわけでしょう。さっきはそういうつもりで言ったんだから、そういうことで今、進めると、こうなるわけじゃないですか。先に言って承諾をもらわなくちゃいけないですよ。だから、ちゃんともう1回やり直してくださいというの。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） ここで休議をして整理をして、再度再開をさせていただきます。
休議いたします。 (午後2時08分)

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 再開いたします。 (午後2時53分)

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 先ほど配付した日程表に基づき、日程の変更についてお諮りいたします。

議案の上程の中で、請願・陳情文書一覧表、議案第71号、一般質問の通告について上程漏れがありました。したがって、議事日程を変更し、議案の追加上程と町長の提案要旨の説明を加えるものであります。

この日程変更についてお諮りいたします。ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

議事日程の変更については、承認されました。

◇ ◇ ◇
○議長（新関善三君） 日程変更の内容は、日程第５に、議案の追加上程として、請願・陳情文書一覧表、議案第７１号を加え、更に日程第６として、これに対する町長の提案要旨の説明を行うものです。

お諮りいたします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

◇ ◇ ◇
○議長（新関善三君） 次に、当初の日程第５以降、日程番号を２つずつ順次繰り下げるものです。ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

したがいまして、議事日程の変更については、承認されました。

◇ ◇ ◇
○議長（新関善三君） それでは、ここで日程第５，議案の追加上程を議題といたします。

先ほど上程が漏れました議案について、改めて上程いたします。

◇ ◇ ◇
○議長（新関善三君） 日程第６，ここで町長より追加上程に対する町長提案要旨の説明を受けます。町長。

○町長（古川道郎君） 本定例会に追加して提出いたします案件でございますが、専決処分の報告１件でございます。

議案第７１号、専決第９号、平成２４年度川俣町一般会計補正予算（第６号）は、平成２４年１２月１６日、執行の第４６回衆議院議員総選挙にかかる専決補正を行ったもので、歳入歳出それぞれ１，０４３万３，０００円を追加し、総額をそれぞれ２５２億３，８２２万８，０００円としたものでございます。

以上、提案要旨の説明といたします。

◇ ◇ ◇
○議長（新関善三君） 日程第７，請願・陳情の委員会付託を行います。

議会事務局長。

○議会事務局長（佐藤光正君） 別紙文書表により朗読した。

○議長（新関善三君） 請願・陳情は、ただいま文書表朗読のとおりであります。

請願第２１号「財物賠償基準」を見直し、「再取得価額」を基準にした賠償基準にすることを求める意見書の提出を求める請願」、請願第２２号「中間指針の見直しを求める意見書の提出を求める請願」、請願第２３号「国に「原発ゼロ」の政治決断を求める意見書の提出を求める請願」、請願第２４号「政府の「原発事故収束宣言」の撤回を求める意見書の提出を求める請願」、陳情第９号「山木屋地区住民

の生活再建に向けた陳情書」、以上５件を総務文教常任委員会に、請願第２０号「町道路線変更改良整備に関する請願書」を産業建設常任委員会にそれぞれ付託いたしますので、会期中の審査をお願いいたします。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第８，ここで議会関係の諸般の報告をいたします。

最初に、議会事務局から報告いたします。議会事務局長。

○議会事務局長（佐藤光正君） 議会事務局から報告いたします。

今定例会の一般質問の通告は、お手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

次に、去る９月定例会で可決されました「東京電力福島第一原子力発電所事故を「人災」と認める責任ある対応を求める意見書」、「原子力災害による財貨物の損害賠償を求める意見書」、「財貨物等の補償・賠償基準の見直しを求める意見書」、「財貨物等の補償・賠償事務手続きの改善を求める要望書」は、内閣総理大臣はじめ関係大臣、東京電力に対し、それぞれ関係機関に送付いたしましたので、報告いたします。以上で議会事務局からの報告を終わります。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 次に、一部事務組合について報告いたします。

最初に、川俣方部衛生処理組合議会定例会について報告願います。石河清君。

○１３番（石河 清君） 川俣方部衛生処理組合議会の報告をいたします。

平成２４年１０月３日、午前１１時、川俣方部衛生処理組合議会定例会が組合事務所に招集され、高野善兵衛議員、黒沢敏雄議員、新関善三議長とともに、出席をしております。付議事件は、議報告１件、議案４件でありました。議報告１件は報告され、議案４件は審議の結果、原案のとおり可決されたことを報告いたします。なお、細部については、お手元に配付した資料のとおりであります。

これで報告を終わります。

○議長（新関善三君） 次に、伊達地方消防組合議会定例会について報告願います。

鳴原利光君。

○４番（鳴原利光君） 伊達地方消防組合議会の報告をいたします。

平成２４年１０月３０日、午前１０時３０分、伊達地方消防組合議会定例会が組合事務所に招集され、高橋真一郎議員とともに出席しております。

付議事件は、議案３件でありました。議案３件は審議の結果、原案のとおり可決されたことを報告いたします。なお、細部については、お手元に配付した資料のとおりであります。これで報告を終わります。

○議長（新関善三君） 最後に、伊達地方衛生処理組合議会定例会について報告願います。菅野意美子君。

○７番（菅野意美子君） 伊達地方衛生処理組合議会の報告をいたします。

平成２４年１０月３０日、午後１時３０分、伊達地方衛生処理組合議会定例会が組合事務所に招集され、高橋道弘議員とともに出席しております。

付議事件は、議案6件でありました。議案6件は審議の結果、原案のとおり可決されたことを報告いたします。なお、細部については、お手元に配付した資料のとおりです。これで報告を終わります。

○議長（新関善三君） 以上で諸般の報告を終わります。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第9，議報告第7号、例月出納検査、定期監査及び随時監査の結果について、報告いたします。議会事務局長。

○議会事務局長（佐藤光正君） 別紙報告書を朗読した。

○議長（新関善三君） なお、監査結果報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第10，報告第8号「寄附採納」について報告いたします。総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 別紙報告書を朗読した。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 次に、日程第11，議案第70号「川俣町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） 議案第70号、川俣町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例

以下、条文の読み上げは、省略いたします。

平成24年12月6日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

東日本大震災復興特別区域法が公布されたことに伴い、この条例を制定しようとするものである。

ご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災復興特別区域法の規定によって、国の認定を得た福島県復興推進計画にかかる復興産業集積区域内において、計画に沿った事業を行う場合は、事業者が設置した施設、設備に対して課する固定資産税に対して、課税免除の措置を講ずるため、新たな条例を制定しようとするものであります。

第1条では、本案条例の趣旨を述べております。

第2条では、指定事業者の対象施設に課されるべき固定資産税を5か年度分限り、課税を免除することを述べております。

第3条では、この条例に基づく課税免除と町税特別措置条例の規定に基づく課税の免除のうち、いずれか1つの規定の適用を述べております。議案書裏面をご覧ください。

第4条では、課税免除の申請手続きを述べております。

第5条では、本条例の施行に当たって、必要な事項の規則への委任を述べております。

附則第1条では、本条例の施行期日を、附則第2条では、経過措置を述べております。また、附則第3条では、本案条例と密接な関係にある川俣町税特別措置条例の一部改正を述べております。

以上、議案第70号、川俣町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例につきまして、ご説明申し上げました。



○議長（新関善三君） 次に、日程第12、議案第71号「専決処分の報告及びその承認について（専決第9号 平成24年度川俣町一般会計補正予算（第6号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 議案第71号 専決処分の報告及びその承認について（専決第9号 平成24年度川俣町一般会計補正予算（第6号）」について説明した。

○議長（新関善三君） 次に、日程第13、議案第72号「平成24年度川俣町一般会計補正予算（第7号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 議案第72号 平成24年度川俣町一般会計補正予算（第7号）」について説明した。

○議長（新関善三君） 日程第14、議案第73号「平成24年度川俣町工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） 議案第73号 平成24年度川俣町工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）」について説明した。

○議長（新関善三君） 日程第15、議案第74号「平成23年度川俣町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤賢助君） 議案第74号 平成24年度川俣町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」について説明した。

○議長（新関善三君） 日程第16、議案第75号「平成24年度川俣町水道事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤賢助君） 議案第75号 平成24年度川俣町水道事業会計補正予算（第2号）」について説明した。



○議長（新関善三君） 日程第17、議案第76号「教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 議案第 76 号、教育委員会委員の任命について

川俣町教育委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

氏 名	住 所	生 年 月 日
かんた おさむ 神田 紀	川俣町字鉄炮町 34 番地の 2	昭和 15 年 9 月 11 日

平成 24 年 12 月 6 日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

神田紀教育委員の任期が、平成 24 年 12 月 22 日をもって満了するので、その再任について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、同意を求めるものである。

説明を申し上げます。

神田紀氏は、昭和 15 年 9 月 11 日生まれで、昭和 39 年 3 月、福島大学学芸学部卒業、福島県教員採用試験に合格され、同年 4 月、新採用教員として初任地として川俣町町立福田中学校に勤務をされました。その後、小学校、中学校の校長を歴任されましたが、この間、校長としての初任地も川俣町立福田小学校でありまして、本町教育とは深い関わりを持っておられます。また、福島県教育委員会の中におかれましては、義務教育課主幹、県南教育事務所長、県中教育事務所長、県中学校校長会長、東北中学校校長会副会長など歴任され、平成 13 年 3 月、福島市立岳陽中学校校長を最後に退職されました。その後、福島市立清水学習センター館長としても務められ、小学校、中学校の教育現場と県庁や教育事務所での教育行政、そして、学習センターでは社会教育の現場を担当されるなど、福島県教育界の第一人者として活躍をされておられました。まちづくりは人づくりを基本理念としている私としては、このような教育全般にわたる豊富な識見を是非本町教育の振興のため、お力をいただきたいと考え、平成 16 年 12 月議会に神田氏の教育委員の任命について提案をいたし、議員各位の同意を賜り、以来、2 期 8 年にわたり教育委員会教育庁として、その手腕を発揮していただいているところでございます。これまで神田氏は教育長として、町教育の活性化を率先的に進められ、川俣教育推進プランとして 3 つの学習プランを立ち上げ、積極的、かつ先進的な取り組みに当たられ、児童、生徒の学力向上とともに、幼児から中学生までの宿泊体験活動などによる仲間づくりを通し、心豊かな思いやりのある子ども、正しく判断し、行動する子どもの育成などに努めていただいております。また、その成果が大きく現れております。また、昨年、発生しました東日本大震災並びに東京電力福島第一原子力発電所事故により、本町の山木屋地区が計画的避難区域の指定を受けるなど、極めて深刻な事態において、避難区域の幼稚園、小中学校の避難に伴う就学計画をはじめ、子どもの命と健康、学習権を守るための教育委員会の諸施策に取り組んでいただいているところでございます。このように神田氏は、本町教育の振興発展に大きく寄与いただいているところでありまして、本年 12 月 22 日に教育委員の任期満了を迎えることにな

りますが、まちづくりの基本であります人づくりを更に進めるためには、引き続き神田氏の教育委員としてのお力添えをいただきたく、その再任について、議員皆様のご同意を求めるため、今議会にご提案するものでございます。なお、委員の任期は、平成24年12月23日から平成28年12月22日までの4年間でございます。ご理解のうえ、ご同意賜りますようお願いを申し上げまして、提案要旨の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（新関善三君）　これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（新関善三君）　討論なしと認めます。

これから議案第76号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君）　異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり同意されました。



◎散会の宣告

○議長（新関善三君）　以上で本日の日程は終了いたしました。

これから各常任委員会を

（「議事進行」という声あり）

○2番（高橋道弘君）　先ほどからですね、本来、今日の議会は午前中で終わって、十分に常任委員会が開催をされて、今ころは解散というか、全部審議が終わって常任委員会も開催をしている時間だと私は思うんでありますが、議長の不手際によりまして半日間空転したわけでありますよね。で、政治家の言葉は命だと思えますし、同僚議員におかれては、議会は常在戦場だと、こういうふうに表示した方もいらっしゃいます。で、これは10月かな、第143号、11月1日発行の川俣町議会だより3ページによれば、24年9月11日、川俣町議会議長 新関善三氏は、議会運営についてですよ、最後、なお、今後、私の非により議会を混乱させた場合は、責任を取り、議長の職を辞任をいたしますと、こうなっておりますが、まあ先ほどからずっと私聞いていたんですけど、お詫びもなければですよ、再開になって釈明も何もない、そういった中で議事を淡々とお進めになっているわけでありますが、文書にまでした議長の政治的責任というのをどういうふうにお考えになっているのか、私は議会の場ですから、これは。本会議で謝罪したことですから、明確にしていきたいと私は思います。

○議長（新関善三君）　お答えいたします。

2番議員がご指摘のとおりでございます。特に前回の9月定例議会の中でも、議

会だよりの中にそれらの私の出处進退等についての意見を挿入してございます。今回の一連の遅れた議会がスムーズにいかなかったこと等につきましても、私の責任の重大さは痛感してございます。よって、今議会終了後に、それらの整理をしながら、議員の皆様方にお詫びを申し上げ、態度をはっきりしたいというふうに考えてございますので、本日の会議の席上でなく改めて申し上げたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

（「議事進行」という声あり）

○2番（高橋道弘君） 私が今申し上げたのは、本会議で議長が言ったから、私は本会議で聞いているのであります。本会議で、この11月1日の議会だよりは、本会議で議長が文書を配って、全議員に言った言葉ですよ。そして、文書に残っているわけですよ。ですから、本会議の場で言ったことは、本会議の場できちっと釈明をするのが、私は政治家としてあるべき姿だと思いますが、議長はそうようにお考えにならないんですか。

○議長（新関善三君） 12月定例会の冒頭からその責任の重さ、痛感さは感じてございます。このこと等につきましても、本日即答じゃなく、改めてその場を設けさせていただきますので、ご了解を賜りたいと思います。本当に本日の会議の進行等につきましては、多大なご迷惑をおかけしたことは、この席からお詫びする以外のなにものでもございませんので、ご理解をいただきたいと思います。申し訳ございませんでした。

○2番（高橋道弘君） ですから、私が言っているのは、本会議で申し上げた議長の言葉は、本会議で決着を付けるべきだと私は申し上げているんです。ですから、本会議の場で、議長はどのようないつの機会をとらえて、じゃね国会でもどっかの総理大臣はそのうちにそのうちにと言っただいぶなったわけではありますが、じゃ議長は、いつの時点でどういうふうに明確に我々に示していただけるのでしょうか。

○議長（新関善三君） 当然、議会で発言したことでございますので、議会の中でそれらの態度は明確にしていきたいと思います。

○2番（高橋道弘君） ですから、いつやる、いつ表明するんですかそれは。

○議長（新関善三君） 即答を求められておるわけでございますけれども、しばらく時間をいただきまして、近いうちには結論は出したい。

○2番（高橋道弘君） ですからね、その近いうちにじゃ困るんです。だから、いつやるんですか。今議会中といたって、いつやるんですか。12日にまでしかないんですから。それをお聞きをしている。

○議長（新関善三君） ただいまの指摘に対しましても、即答は避けたいと。議会で申し上げるべきことは議会で申し上げ、その態度というのは明確にしていきたいと思います。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） それでは、以上で本日の日程は終了いたしました。

これから各常任委員会を開催していただき、付託された請願・陳情等の審査をお願いいたします。なお、各常任委員会の運営については、各常任委員長さんをお願いいたします。

明日 7 日、金曜日は、議案調査のため、休会いたします。8 日は土曜日、9 日は日曜日のため、休会といたします。10 日、月曜日は、午前 10 時から本会議を開き、一般質問を行います。

本日は、これをもって散会といたします。ご苦労さまでした。

(午後 4 時 04 分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 新 関 善 三

同 署名議員 村 上 源 吉

同 署名議員 高 橋 道 弘